二　営業者に対する支援に関する事項

１　組合及び連合会による営業者の支援

組合及び連合会においては、営業者の自立的な経営改革を支援する都道府県指導センター等の関係機関との連携を密にし、次に掲げる事項を中心に積極的な支援に努めることが期待される。

⑴　衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項

食品衛生上の安全を確保し、かつ良質な食材の調理及び調製を行うために必要な支援に努めること。

ア　衛生管理を徹底するための研修会及び講習会の開催

イ　衛生管理に関するパンフレットの作成による普及啓発

ウ　衛生管理に関するポスターの掲示等による広報促進

エ　衛生基準の設定

⑵　店舗及び設備並びにサービスの改善に関する事項

衛生水準の向上、経営マネジメントの合理化及び効率化、消費者の利益の増進等に資するための、店舗及び設備の改善に関する指導、助言及び情報提供等、必要な支援に努めること。

⑶　消費者利益の増進に関する事項

消費者の利益を増進し、消費者に対する正しい情報の提供を行うために必要な支援に努めること。

ア　接客手引の基本となるマニュアルの作成

イ　苦情相談窓口の開設

ウ　苦情処理マニュアルの作成

エ　危機管理マニュアルの作成

オ　消費者に対するめん類についての正しい知識に関する普及啓発

カ　賠償責任保険への加入促進

⑷　経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項

先駆的経営事例、地域的経営環境条件及びめん類飲食店営業の将来展望に関する情報の収集及び整理に努め、営業者への助言等に活用すること。

⑸　営業者及び従業員の技能の向上に関する事項

営業者及び従業員の技能の向上を図るために必要な支援に努めること。

ア　研修会及び講習会の定期的開催等教育研修制度の充実強化

イ　消費者の要望に対応したメニューやサービスの情報提供

⑹　事業の共同化及び協業化に関する事項

事業の共同化及び協業化の企画立案及び実施に係る指導に努めること。

⑺　取引関係の改善に関する事項

取引関係の改善を図るため、必要な支援に努めること。

ア　共同購入等取引面の共同化の推進

イ　食品等関連業界の協力の下で行う、取引条件の合理的改善及び組合員等の経済的地位の向上

⑻　従業員の福祉の充実に関する事項

従業員の労働条件整備、作業環境の改善及び健康管理充実のための支援、医療保険（国民健康保険又は健康保険をいう。）、年金保険（国民年金又は厚生年金保険をいう。）及び労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険をいう。）の加入等に係る啓発、組合員等の大多数の利用に資する福利厚生の充実並びに共済制度（退職金及び生命保険等をいう。）の整備及び強化に努めること。

また、男女共同参画社会の推進及び少子高齢化社会への適切な対応に配慮した従業員の福祉の充実に努めること。

⑼　事業の承継及び後継者支援に関する事項

事業の円滑な承継に関するケーススタディ、成功事例等の経営知識の情報提供及び後継者支援事業の促進に努めること。

⑽　食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項

国内外における食に関する最新の情報や行政施策の動向等について、行政機関との連携等を通じ、組合員等への適切な情報提供を図るとともに、行政施策に基づく指導及び支援に努めること。

２　行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼の向上

⑴　都道府県指導センター

組合との連携を密にして、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

ア　営業者に対する経営改善の具体的指導及び助言等の支援

イ　消費者からの苦情及び要望の営業者への伝達

ウ　消費者の信頼の向上に向けた積極的な取組

エ　都道府県、保健所設置市及び特別区と連携した組合加入促進に向けた取組

オ　連合会及び都道府県と連携した組合の振興計画の策定に対する指導及び支援

⑵　全国指導センター

都道府県指導センターの取組を推進するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

ア　営業者の経営改革の取組に役立つ情報の収集、整理及び情報提供

イ　危機管理マニュアルの作成

ウ　苦情処理マニュアルの作成

エ　効果測定の支援及び政策提言機能の強化

オ　公衆衛生情報の提供機能の強化

⑶　国及び都道府県

めん類飲食店営業に対する消費者の信頼の向上及び営業の健全な振興を図る観点から、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。

ア　食品衛生に関する指導監督

イ　食品衛生に関する情報提供その他必要な支援

ウ　災害又は事故等の発生時における適時、適切な風評被害防止策の実施

⑷　日本公庫

営業者の円滑な事業実施に資するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

ア　営業者が利用しやすい融資の実施

イ　生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握、分析及び情報提供

ウ　災害時等における速やかな相談窓口の設置

第五　営業の振興に際し配慮すべき事項

めん類飲食店営業においては、他の生活衛生関係営業と同様に、衛生水準の確保と経営の安定のみならず、営業者の社会的責任として環境の保全や食品循環資源の再生利用の推進に努めるとともに、めん類飲食店営業に密接に関連する食育への対応、時代の要請である少子高齢化社会等への対応、地域との共生及び東日本大震災への対応といった課題に応えていくことが要請される。個々の営業者の取組が中心となる課題と、関係者が営業者を支援することで推進が図られる課題とがある。こうした課題に適切に対応することを通じて、地域社会に確固たる位置付けを確保することが期待される。

一　環境の保全、省エネルギー強化及び食品循環資源の再生利用の推進

１　営業者に期待される役割

⑴　省エネルギー対応の冷凍設備、冷房設備及び太陽光発電設備等の導入

⑵　節電に資する人感センサー、ＬＥＤ照明装置及び蓄電設備等の導入